

景品表示法に基づく指示について

カシミア製の繊維製品に関する商品テストの結果を踏まえ、表示に疑義のある商品を製造、販売していた事業者に対して調査を行ったところ、8商品に関して、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)の規定に違反して、実際のものよりも著しく優良、有利であるかのように表示していた事実が認められたので、平成23年1月20日、11事業者に対して景品表示法第7条に基づく指示を行いました。

※ 景品表示法第7条については、別紙「不当景品類及び不当表示防止法 抜粋」のとおり。

1 指示対象事業者

別紙「指示対象事業者及び違反事実の概要一覧」のとおり。

2 違反事実について

(1) 優良誤認(景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反)

11事業者は、インターネット上の広告・表示又は当該商品の品質表示タグで、カシミアの混用率を表示していたが、当該表示は、実際の混用率を上回る数値が表示されており、一般消費者に、実際のものよりも著しく優良であると誤認させるものであった。

例:「カシミア100%」と表示していたが、実際は10%程度しかカシミアは入っていなかった。

(2) 有利誤認(景品表示法第4条第1項第2号の規定に違反)

11事業者のうち2事業者は、販売価格について不当な二重価格表示を行っており、これは、一般消費者に販売価格が安いと誤認させるものであった。

例:「通常価格 118,000 円(税込)のところ 価格 47,000 円(税込 49,350 円)」と表示していたが、実際にその通常価格で販売した実績はなかった。

(注)「二重価格表示」とは、商品の販売価格に、当該販売価格よりも高い他の価格を、比較対照価格として併記して表示するもの。比較対照価格を表示する場合、その内容は適正なものでなくてはならない。

※ 事業者の表示物は資料4のとおり。

3 違反行為に対する改善指示の内容

- (1) それぞれの事業者が行っていた表示は、実際のものよりも著しく優良、有利であると一般消費者に示すものであった旨を公示すること
- (2) 今後、一般消費者に誤認されるおそれのある表示を行わないこと
- (3) (2)の行為を防止するために必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底すること
- (4) 指示の内容に対する改善措置について、平成23年2月4日までに文書で報告すること

4 不当表示の要因等

(1) 販売事業者の混用率表示について

通信販売では、消費者は、事業者が提供する広告・表示により、商品の選択を行うこととなるため、販売事業者にはより一層の注意が求められる。しかし、今回指示対象となった販売事業者の大半は、品質表示の根拠について確認を行っておらず、製造事業者や卸売事業者の説明のままに表示を行っていた。販売事業者は、仕入先から資料を取り寄せるなどして、商品の品質について確認したうえで、適正な表示を行う必要がある。

(2) 製造事業者の混用率表示について

今回指示対象となった製造事業者の対象商品は、国外の工場で製造されたものであった。製造事業者は、商品製造前に検査機関に委託して生地サンプル検査を行うなどしており、その時点では適正な混用率が検出されていた。しかし、結果として、製造・流通した商品の実際の混用率は表示と大きく異なっていた。

製造事業者においては、サンプル検査で適正な混用率が検出された場合であっても、厳格な製造管理や、定期的な商品の抜き取り検査などにより、適正な表示の確保に努める必要がある。

(3) 二重価格表示について

販売事業者2社は、最近の相当期間にわたってその価格で販売されていたとは言えない価格を比較対象価格に用いるなど、根拠のない二重価格表示を行っていた。二重価格表示により販売価格の安さを強調する表示を行う場合には、比較対象とする価格の根拠を明確にした上で、適正な表示を行う必要がある。